

総行行第532号
国不建第115号
令和7年12月17日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）や「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和7年4月10日付け総行行第107号・国不入企第1号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて

庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について（適正化指針 第2-5（2））

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について（適正化指針 第2-4（1））

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土や建設廃棄物等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適切な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うこと

により、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。また、積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないと思えられる場合においては、見積書を徴すること等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、予定価格を設定する際に適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

（２）ダンピング対策の強化について（適正化指針 第2-4（３））

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象工事について、一定額（以下「適用下限額」という。）以上の工事に限定している団体も見受けられるが、ダンピング対策の強化・徹底という観点からは、低入札価格調査等の対象については幅広く捉えることが適切であり、適用下限額の引き下げを含めた適切な対応に努めること。

加えて、適正な水準の労務費を確保する観点や低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（令和7年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、入契法第13条第1項の規定に基づく労務費等の内訳が記載された入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。なお、同法第12条の規定に反する入札金額内訳書の様式を定めている場合は、速やかに適切な様式へ変更すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について（適正化指針 第2 5 (4)）

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。特に猛暑日については工期に見込んでいる日数を仕様書等で明示するとともに、見込んで以上の猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期の延長及びその日数に応じた請負代金の変更に必要な変更契約を適切に締結すること。さらに、工事現場における熱中症対策の観点から、共通仮設費や現場管理費における必要な費用計上を行うよう努めること。また、近年の過酷な夏の暑さを踏まえ、受注者から現場環境に鑑みた休工や時間変更等の猛暑対策の申し出があった場合には適切に対応すること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について（適正化指針 第2 5 (4)）

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にもかかわらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について（適正化指針 第2-5 (1)）

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているので、参考にされたい。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位や週単位での週休2日についても、地域の実情を踏まえ、対応を充実するよう努めること。

さらに、都道府県においては、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

4. 施工時期の平準化について（適正化指針 第2-5 (2)）

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事の

みならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

その際、公共工事品質確保法第30条の規定に基づき、財政部局と各発注担当部局等が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

5. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について（適正化指針 第25（4））

積算に用いる資材単価については、物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行う、資材単価の設定に当たっての調査頻度を増加させるなどの対応をとること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めるとともに、最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、市場における労務の取引価格等を的確に反映するよう努めること。

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の運用基準を策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。その際、下記のウェブページ（参考2）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、参考にされたい。このうち、特に、いわゆる単品スライド条項（同条第5項）については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

(参考2)

○国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インプレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 技術者の専任等に係る取扱い等について（適正化指針 第2-5 (5)）

建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例による監理技術者の兼務、同法第26条の5による特例による特定営業所技術者と監理技術者の兼務、監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日付け国不建技第147号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

(2) 情報通信技術の活用について（適正化指針 第2-5 (6)）

入契法第17条第2項の規定に基づき、建設業法第25条の28第3項による「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置が適確に講じられるよう、下請業者も含む建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

(3) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について（適正化指針 第2-2 (1)）

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じた適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(4) JV制度の活用について（適正化指針 第2-2 (1)）

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用に当たっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17

日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号)第二)に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。また、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体について、品確法第7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

7. 書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について(適正化指針 第26(2)等)

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類の電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システム、電子契約システムやASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの整備等に努めること。特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定(参考3)し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化(電子化)に努めること。

また、入契法第7条及び第8条に基づく、入札及び契約に係る情報の公表を確実に実施するとともに、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。なお、当該情報の公表が行われていない状態は法律に違反している状態であり、直ちに是正すること。

(参考3)

- 北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル(案)、工事書類の簡素化 Q&A」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html>
- 東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html>
- 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>
- 北陸地方整備局「土木工事現場必携[土木工事書類作成マニュアル編]」
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>
- 中部地方整備局「土木工事書類作成提出要領、土木工事電子書類スリム化ガイド」

- <https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>
- 近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル（案）、土木工事書類作成スリム化ガイド」
- https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類スリム化の手引き」
- <https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>
- 四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」
- http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html
- 九州地方整備局「土木工事書類省力化ガイド」
- http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html
- 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部「土木工事書類作成マニュアル(案)」
- <https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

8. 入札契約手続の迅速化等について（適正化指針 第2-2（1））

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

9. 地域の建設業者の受注機会の確保について（適正化指針 第2-2（1））

品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価、分離・分割発注などの適切な規模での発注に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

10. 就労環境の改善について（適正化指針 第2-4（1）等）

令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号）及び「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより技能労働者の就労環境の改善に努めること。加えて、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のための環境整備のため、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

11. 公共工事に関する調査等の円滑な実施について（適正化指針 第2-5（4））

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査等の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

12. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について（適正化指針 第3）

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事について

は、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

1 3. 地域の建設業団体等との緊密な連携について（適正化指針 第4 3）

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「第1次国土強靱化実施中期計画」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。